

開発行為等に関する申告書

1. 申告書提出年月日	年 月 日			7. 建築の区分	ア 新築
2. 建築確認申請者 住所および氏名					イ 用途の変更を伴う改築
3. 敷地となる土地を含む区域の都市計画の区域区分	ア 市街化区域	イ 市街化調整区域	ウ 用途の変更を伴わない改築		
4. 敷地となる土地の面積	m ²	8. 建築(新築・改築・増築) 床面積	m ²		
5. 建築を行う為に開発行為を伴うことの有無	ア 伴う	イ 伴わない	9. 改築床面積	m ²	
6. 開発行為を伴う場合の開発区域の面積	m ²	10. 建築物の用途			
11. 所在地	地番	地目	面積		
敷土	四街道市			m ²	
地地 との な表 る示				m ²	
				m ²	
				m ²	
12. (1) 都市計画法第29条第3号に規定する公益施設の建築 イ 都市計画施設の整備に関する事業区域内における建築 ウ 市街地開発事業でない土地区画整理事業区域内における建築 エ 公有水面埋立事業竣工許可前の土地における建築 オ 非常災害の為必要な応急措置としての建築 カ 車庫・倉庫等附属建築物の建築 キ 開発許可を受けた造成地における建築 ク 住宅地造成事業認可等を受けた造成地における建築	(2) 市街化区域 未線引区域	(ア) 土地区画整理事業区域内 (イ) 工業団地造成事業区域内 (ウ) 新住宅市街地開発事業地内 (エ) 市街地再開発事業区域内 イ 既存(従前)建築物の敷地における建築 ウ 500 平方メートル(政令で定める規模) 未満の造成地 (道路位置指定等)における建築			
	(3) 市街化調整区域	(ア) 法第43条の許可を受けた建築物の建築 (イ) 開発行為を伴わない増築 (ウ) 用途の変更を伴わない改築 (エ) 政令第20条第1号から第4号までの農林漁業用建築物			
(4) 市街化調整区域内	ア 農林漁業住宅または政令第20条第5号の90平方メートル以内の農林漁業用建築物 イ 物品の販売等を行う50平方メートル以内の店舗、事業場等で業務用の面積が2分の1以上(開発行為を伴う場合は、敷地100平方メートル以内)のものの建築(政令第22条第6号、第35条3号)				
(5) [非線引区域内] 市街化区域内	で(1)および(2)以外の 500 平方メートル(政令で定める規模) 平方メートル(政令で定める規模)	以上の開発行為を伴う建築物の建築			
(6) 市街化調整区域内で(1)から(4)までに掲げる土地の区域以外の土地における建築または(1)から(4)までに掲げる建築物以外の建築					
摘要					
13. 農地転用の許可または届出受理の番号および年月日					
※ 確認欄	1. 都市計画法第3章第1節の規定に適合すると認める。 上記事項につき確認したところ 2. 別途、知事の発行する証明書の添付を必要と認める。 3. 都市計画法に基づく許可(第 条)を受ける必要を認める。				
認欄	市町村開発許可担当部課	部長	課長	係長主任	年 月 日
	土木事務所	所長	課長	主任	年 月 日

備考

- この申告書は、都市計画法施行規則第60条および同附則第3項証明書に代えるものです。(12の(4)については別途証明書必要)
- ※印のある欄は記載しないこと。
 - 3・5・7および12の欄は、該当するものの記号を丸で囲むこと。
 - 12の(4)欄に該当するものは、別途知事の証明書を受けてから建築確認を受けること。
 - 12の(6)欄に該当するものは、別途許可を受けてから、建築確認を受けること。
 - 12の摘要欄には、許可・認可・検査等関係する手続きについて、番号・年月日等(開発許可にあっては、予定建築物、その他の条件等を含む。)必要な事項を記載すること。
 - この申告書の提出にあたっては、建築確認申請者自身で所要の事項を記載し、その記載事項について市町村開発許可担当部課の確認を受けてから、建築確認申請書に添付して提出して下さい。
 - 非線引区域とは、市街化区域、市街化調整区域の指定のない都市計画区域をいう。

申告書の提出先

この申告書は、建築確認申請書を提出する前に、都市部都市計画課へ提出して下さい。

提出部数………2部

2部のうち、1部に都市図(縮尺1/2,500)、配置図、敷地求積図及び立面図を添付して下さい。